ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表＜令和８年度版＞

無床診療所の場合

これまでの ベースアップ評価料の届出	ベースアップ評価料（II）の 対象かどうか	R8.６から算定する ベースアップ評価料		届出に必要な 様式
R8.3月以前から ベア評価料を算定している	ベア評価料（I）のみ ＜大半の診療所＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) の注５	高い点数	様式95
	ベア評価料（II）の対象 ＜ベア評価料(Ⅰ)のみでは賃上げ原資が大きく不足する一部の診療所＞	外来・在宅 ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と ベースアップ評価料(Ⅱ)の注５		様式95・96
R8.4又は5月から ベア評価料を算定開始				
R8.6月以降に算定開始 (これまでベア評価料は 算定していない)				
下記以外	ベア評価料（I）のみ ＜大半の診療所＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)		様式95
	ベア評価料（II）の対象 ＜ベア評価料(Ⅰ)のみでは賃上げ原資が大きく不足する一部の診療所＞	外来・在宅 ベースアップ評価料(Ⅰ)と ベースアップ評価料(Ⅱ)		様式95・96
R6年度～R8年度の 賃上げ実績(計5.5%、 事務職員は8%相当) を示せる	ベア評価料（I）のみ ＜大半の診療所＞	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) の注５	高い点数	様式95・98
	ベア評価料（II）の対象 ＜ベア評価料(Ⅰ)のみでは賃上げ原資が大きく不足する一部の診療所＞	外来・在宅 ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と ベースアップ評価料(Ⅱ)の注５		様式95・96・98